

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
申立期間について、夫が銀行で国民年金保険料を納付し、その領収書も所持しているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和 50 年 12 月から 61 年 3 月までの期間、国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年度の領収書（3か月ごと）を4枚所持しており、申立期間の前の期間（昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで）の国民年金保険料は納付期限到来前に納付されている上、申立期間の領収書には、出納印と思われる丸印の一部が確認できる。

さらに、当時の申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立人は、申立期間の領収書をほかの領収書とともに長年所持していることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 2023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月1日から平成14年6月30日まで、継続してA社に勤務し、昭和49年3月16日付けで同社C支店から本社へ異動したが、同年3月16日から同年4月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無く納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年3月16日にA社C支店からA社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金 事案 2024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和45年4月から平成6年4月まで正社員として継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A社C店の開店準備に伴い、同社B店から同社C店に転勤になった時期であり、厚生年金保険の被保険者期間に未加入期間があることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事台帳、申立期間当時の上司の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年3月1日にA社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B店における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年10月26日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月27日から同年4月1日まで
② 平成7年9月1日から同年10月26日まで

A社に勤務した平成6年5月から7年10月25日までの期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間となっているのは同年4月1日から同年9月1日までで、事業所は同年9月以降適用事業所とはなっていないとの回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかったが、平成7年3月に支給された給与から、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除が開始され、退職した同年10月に支給された給与まで、毎月、各保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人の所持する給与明細書から、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支払明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から保険料を納付したか否かについて回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が、平成7年10月25日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人の資格喪失日は、当初、平成7年10月26日と記録されていたところ、8年1月26日付けで、7年10月1日の定時決定及び当該資格喪失日が遡って取り消され、同年9月1日を資格喪失日とする処理がなされたことが確認できる上、複数の同僚についても、申立人と同様の処理がなされていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票において、平成7年5月から同年12月までの厚生年金保険料等が滞納となっていたことが確認できる上、同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を8年1月25日に受理したことが確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年9月1日において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年9月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年10月26日であると認められる。

なお、平成7年9月の標準報酬月額については、同年8月のオンライン記録及び遡及して取消処理がなされた同年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月21日から同年10月1日まで

私は、昭和57年3月15日から58年9月末までの期間、A社のC営業所に勤務したが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が漏れていた。

会社は大きくなるたびに社名変更し、その都度、C営業所も移転したが、この間、長期休暇を取ることも無く申立期間も継続して勤務していた。当時の給与明細書は持っていないが、A社から給与が振り込まれたことが分かる預金通帳の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の所持する預金通帳、B社の回答及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が所持する預金通帳により、申立期間の給与は、A社から継続して支給されていたことが確認できる上、D社は、昭和58年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和58年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社における雇用保険の離職日（昭和58年7月20日）の翌日が社会保険事務所の記録における資格喪失日（昭和58年7月21日）となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和58年7月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年4月から同年9月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月25日から18年4月1日まで

私は、A社に入社した際に、給料については、社長と月額50万円で約束し、毎月本社から口座に振り込んでもらっていたため、給料の明細については分からないままであった。

定年後、平成18年4月1日からは半年ごとの契約となり、給料は月額30万円となったが、それ以前は50万円であったので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与明細において確認できる保険料控除額から、平成17年4月から同年9月までを34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、事業主は、オンライン記

録どおりの標準報酬月額 30 万円に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていたことが認められ、事業主は給与明細において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成 17 年 3 月については、給与明細が確認できない上、当該事業所は、「申立人への給料の支払は平成 17 年 4 月からであり、同年 3 月分の保険料については申立人からは控除していない。」と回答している。

また、申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成 17 年 10 月から 18 年 3 月までの期間については、給与明細で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

このほか、平成 17 年 3 月及び同年 10 月から 18 年 3 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から62年6月まで

私は、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間における納付の事実が確認できないとの回答をもらった。国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親が行っていたが、全て納付していたと聞いていたので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は63か月と長期間にわたっている上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、納付状況等について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年9月16日以降にA市B区に払い出されていることが確認できることから、同年9月16日以降に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、同市の関係記録によると、5年4月16日に昭和57年4月16日付けの被保険者資格取得の処理が行われていることから、いずれの時点においても、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名について複数の読み方で調査したが、申立人の申立期間に係る記録は見当たらない上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 3 月まで
私は、昭和 57 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、市役所から送付された納付書で夫の保険料と共に A 銀行 B 支店において納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、59 年 11 月 30 日に払い出されていることが確認できる上、C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同年 11 月 9 日に国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料については、市役所から送付された納付書により金融機関で納付したとしているところ、加入手続の時期及び国民年金手帳記号番号払出年月日から、申立期間の保険料は過年度保険料となり、市役所から納付書が送付されることは無い上、C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1346（事案 493 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 6 月まで
先の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料納付記録の訂正は認められなかった。

しかし、私は、社会保険事務所（当時）から納付書をもらい、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を A 信用金庫 B 支店で納付したと記憶しているので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立期間は、22 か月と比較的長期間であり、申立人には申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間（18 か月）、未加入期間（81 か月）があること、iii) 申立人は、C 社 D 支社を退職後、国民年金に加入したが、納付期限までに保険料を納めることができなかつたため、自ら社会保険事務所に出向いて納付書の作成を依頼し納付したと主張しているが、オンライン記録では、申立期間の後の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの保険料は平成元年 8 月頃に過年度納付されたものと推認でき、申立期間は時効により納付できない期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づく 20 年 10 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の申立てにおいて、申立期間の保険料として約 2 万 3,000 円（3 か月分）を 3 回納付したとしていたが、今回の申立てにおいては約 2 万 8,000 円（3 か月分）を 3 回納付したと主張している。

しかし、申立期間の保険料を全て納付した場合の金額は、15万4,580円となり、納付したとする金額と相違しているほか、申立人は、保険料を3回納付した記憶はあるものの、主張する金額以外に納付した記憶は無い上、社会保険事務所の職員から、未納としていた保険料の納付書を発行してもらった際に、申立人は、「保険料は2年以上遡って納めることはできないから、納付できなくなった分があります。」と言われたことを記憶している。

したがって、申立人の再申立てに際しての主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 57 年 10 月までの期間及び 59 年 11 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 57 年 10 月まで
② 昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）から電話があり、未納期間の国民年金保険料を納付するように勧められたので、昭和 58 年 7 月頃に A 市役所に出向き、20 万円近い金額を一括で納付したと記憶している。この納付によって申立期間①の保険料を完納し、その残金が申立期間②の保険料に充当されたはずである。

当時のメモ（夫の手帳）にも、国民年金保険料を納付したことが記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月頃に申立期間①及び②の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、申立人は、婚姻後の 39 年 12 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから 57 年 11 月 6 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金に加入していないこと、及び 59 年 11 月 21 日に任意加入の国民年金被保険者資格を喪失してから 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得するまでの間も、国民年金に加入していないことを認めており、これらの被保険者記録は、オンライン記録並びに A 市及び B 市（現在は、A 市）の各国民年金被保険者名簿（紙名簿）の記載とも符合している。

したがって、申立期間①及び②は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、その夫の手帳の昭和 58 年 7 月 8 日の欄に「国民年金を収めること」と記載されていることが申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことの証拠であると主張しているが、申立人は、57 年 11 月 6 日から 59 年 11 月 21 日までの期間に国民年金に任意加入しており、58 年 7 月 9 日に、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付していることから、上記の手帳の記載はこのことを示していると考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 1 月まで

私は、昭和 59 年 3 月末に会社を退職したことから、国民健康保険と国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料は、国民健康保険料と合わせた金額を父に渡し、納付してもらった。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月末に会社を退職したことから、国民健康保険と国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立期間に申立人が国民健康保険に加入していた記録は見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号の 1 番前の番号で国民年金被保険者資格を取得している者が平成元年 7 月に 20 歳に到達していることから、申立人は、この時以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、平成元年 6 月 21 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から 5 年 3 月 11 日まで

私は、申立期間当時、A事業所に勤務していた。平成 4 年 10 月から国の標準報酬月額の記録が 15 万円となっているが、特に平成 4 年度は給与の手取りが平均で 16 万円近かった記憶がある。また、それ以外の申立期間についても確認して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年度について、給与の手取りが平均で 16 万円ぐらいであったとしているところ、A事業所の人事関係資料を保管しているB事業所が提出した給与簿により確認できる期間（平成 4 年 6 月から同年 11 月まで）の申立人の給与の手取り額が、平均でおよそ 16 万円であったことは確認できる。

しかし、上記給与簿（平成 4 年 6 月から同年 11 月まで）によると、厚生年金保険料の控除額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額（平成 4 年 6 月から同年 9 月までは 14 万 2,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 15 万円）に基づき算出した厚生年金保険料額と一致している上、B事業所が提出した申立人に係る「健康保険、厚生年金保険被保険者原票」によると、標準報酬（月額）は、平成 2 年 7 月 1 日が 14 万 2,000 円、4 年 10 月 1 日が 15 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が所持している「平成 5 年度 市民税・県民税課税明細書」の社会保険料額（19 万 4,089 円）は、B事業所が提出した給与簿の平成 4 年年末調整社会保険料の控除額給与控除分の欄に記載されている金

額（19万4,089円）と一致していることが確認できる上、オンライン記録の標準報酬月額に基づき、同年1月から同年12月までの給与が支払われた場合に控除される社会保険料額（健康保険料及び厚生年金保険料）を算出したところ、上記の金額と一致した。

さらに、A事業所において申立人と同じ平成2年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中から10人に照会したところ、回答のあった6人は、いずれも申立人と同じ雇用形態で勤務していたとしており、オンライン記録の標準報酬月額は申立人と同じ額であることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月頃から22年3月頃まで
② 昭和22年3月頃から23年2月頃まで
③ 昭和23年11月22日から24年5月16日まで

申立期間について、船員保険の加入記録が見当たらないとの回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

申立期間①は、A氏が所有する船舶Bで甲板員として従事した期間、申立期間②は、船舶Bの所有がA氏から屋号「C」に移転になった後も船舶Bで甲板員として従事した期間、申立期間③は、船員手帳に記載されているとおり、D氏が所有する船舶Eで甲板員として従事した期間である。

申立期間①及び②に係る船員手帳は紛失してしまったが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者名簿によると、船舶所有者A氏の氏名が見当たらないことから、同氏は船員保険の適用を受けていなかったと推認される。

また、船舶所有者A氏は既に亡くなっており、その家族に照会したが、当時の関係資料等を保管していないことから、申立期間①当時の申立人の雇用状況、船員保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する船長は、オンライン記録において特定することができないことから、申立期間①当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が記憶する当時の同僚の船員保険被保険者記録をみると、申立期間①当時に被保険者資格を取得していないことが確認できる。

申立期間②について、船舶所有者であったとする屋号「C」は、F氏であったことが確認できたが、F氏の船員保険の船舶所有者としての適用期間は昭和25年1月1日からであることが確認できることから、申立期間②当時は、船員保険適用の船舶所有者ではないことが確認できる。

また、F氏は既に亡くなっており、その家族に照会したが、当時の関係資料等を保管していないことから、申立期間②当時の申立人の雇用状況、船員保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する船長は、オンライン記録において特定することができないことから、申立期間②当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が記憶する当時の同僚の船員保険被保険者記録をみると、申立期間②当時に被保険者資格を取得していないことが確認できる。

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳により、申立てに係る船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも一致するものではなかった。

また、船舶所有者D氏は既に亡くなっており、その家族の連絡先等も確認できないことから、申立期間③当時の申立人の雇用状況、船員保険料控除等を確認することができない。

さらに、船員手帳に記載されている船長は、船舶所有者D氏における船員保険被保険者名簿において氏名は見当たらない上、オンライン記録において特定することができないことから、申立期間③当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間③当時に船舶所有者D氏において船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、申立人の乗船期間等についての具体的な証言は得られなかった。

その上、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、申立期間③当時に被保険者資格を取得している者は確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2028 (事案 1266 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 15 日から 35 年 9 月 15 日まで
私は、公共職業安定所の紹介で昭和 32 年に A 社に入社した。

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該事業所における被保険者期間が昭和 32 年 3 月 1 日から同年 7 月 15 日までの 4 か月間となっていたが、35 年 9 月まで勤めていたはずである。

A 社の工場は夜遅くまで操業して騒音を出すため、昭和 35 年 6 月に移転したことを覚えている。

仕事の受注先や内容は変わっておらず、当時の取引先であった B 社の旅行会で撮った写真を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかったこと、ii) 当該事業所は、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は見当たらないこと、iii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の当該事業所における資格喪失日は昭和 32 年 7 月 15 日と記載されており、オンライン記録と一致していることなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 22 年 3 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、当時の同僚や取引先の職員と一緒に撮った写真を提出

し、当該事業所における勤務期間が4か月ということは無いと主張するが、申立人の勤務期間、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 8 月 1 日まで
夫が亡くなった後、「厚生年金保険被保険者証再交付申請書」を見つけた。この書類には、夫が昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 7 月 31 日まで A 事業所に勤務したと記載してある。

申立期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 25 年 10 月 18 日、同喪失日は 26 年 8 月 25 日であることが確認でき、喪失の原因欄には退職を意味する「退」との記載がある。

また、関係機関が保管する当該事業所に係る「退職手当支給台帳」、「厚生年金保険被保険者得喪関係綴」、「厚生年金保険被保険者名簿」及び「健康保険、厚生年金保険者・被保険者名簿」を調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる記載は見当たらない。

さらに、日本年金機構 B 事務センターでは、「再交付申請したとすれば、厚生年金保険被保険者証再交付申請書が被保険者の手元に残ることは無い。当該被保険者証が再交付された記録は見当たらない。」旨回答している。

加えて、申立人の妻及び長女から聴取しても当該事業所における当時の上司及び同僚の氏名は不明であり、申立人の勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月28日から同年11月10日までの
うちの2か月

昭和29年7月28日から同年11月10日までの期間に、A社の「B丸」に乗船し、2か月操業した。

この期間の前まで失業保険の手続をしていたために、船員手帳の記載は無いが、当時給料を2万円もらっていたことを記憶しており、当該船舶に乗っていたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者名簿を調査したところ、「B丸」に係る船員保険被保険者名簿は確認できたが、同船舶が船員保険の適用船舶となったのは昭和31年1月1日からであり、申立期間は船員保険の適用を受けていない。

また、上記船舶所有者名簿を調査したところ、船員保険の適用を受けているA社の船舶は13件あり、うち5件が申立期間に適用船舶となっているが、当該5船舶の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた同僚は、申立期間を含む12か月について船員保険の被保険者となっているが、乗船した船舶名称は不明であり、当該同僚は既に死亡しているため、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年4月1日から32年4月1日まで
③ 昭和32年4月1日から33年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和26年4月1日から33年4月1日までが未加入期間となっていた。

申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所、申立期間③はC事業所において、それぞれ臨時職員として勤務した。

退職時には「厚生年金保険被保険者証」を受け取った記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務したとしているところ、関係機関が保管する昭和26年度から32年度までの「転退職者履歴書綴」（以下「退職者綴」という。）の申立人に係る「履歴書」に「A事業所勤務を命ずる。」とされている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者とされている者のうち、住所が判明した被保険者2名が、申立人を「知っている。」と述べていることから、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B事業所に勤務していたとしているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名を確認することができない上、同名簿の健康保険証の番号に欠番も無い。

また、C事業所の退職者綴に昭和31年11月1日現在の申立人に係る「職員調書」が収められているものの、年金事務所が保管する資料の記録によれば、C事業所は34年1月に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間③について、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和30年4月1日に被保険者資格を取得し、33年4月1日に同資格を喪失となっているが、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは34年1月からであること、また同名簿の厚生年金保険の記号番号は空白となっていることから、同名簿上の被保険者記録は厚生年金保険ではなく、健康保険に係る記録であったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 30 日まで
私は、申立期間前に勤務した A 社を退職後に脱退手当金として 1 万 5,000 円か 1 万 6,000 円を受給したが、申立期間に勤務した B 社については脱退手当金を受給していない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社（被保険者期間は、昭和 41 年 3 月 14 日から 43 年 9 月 1 日まで）に係る脱退手当金のみを受給したと主張しているが、同社を最終事業所として脱退手当金を支給したことをうかがわせる事情は見当たらない上、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

また、脱退手当金を支給する場合、請求時点以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に係る脱退手当金の支給対象期間となった厚生年金保険被保険者期間は、A 社及び B 社の 2 事業所に係る勤務期間となっており、未支給となっている被保険者期間は存在しない上、支給額（1 万 6,680 円）に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。